

公文書等の管理に関する法律施行令 (平成22年政令第250号)	熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則(仮称)(平成24年熊本県規則第 号)
<p>内閣は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第一項第四号及び第五号、第三項第二号、第四項第三号並びに第五項第三号及び第四号、第五条第一項及び第三項から第五項まで、第七条、第十条第二項第七号、第十一条第二項から第四項まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条並びに第二十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。</p>	<p><u>(趣旨)</u>  <u>第1条</u> この規則は、熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、知事が保存する特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(第1条から第18条は、現用文書の管理に関する規定であるため省略)</p>	<p><u>(保存方法等)</u>  <u>第2条</u> 知事は、特定歴史公文書について、<u>条例第31条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存するものとする。</u>  <u>2</u> 知事は、特定歴史公文書を保存する書庫について、<u>温度、湿度、照度等を適切に管理するとともに、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>  <u>3</u> 知事は、特定歴史公文書のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）については、<u>その種別を勘案し、当該特定歴史公文書を利用できるようにするため媒体変換その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>  <u>4</u> 知事は、特定歴史公文書について、<u>識別を容易にするために必要な番号等（以下「識別番号」という。）を付する。</u></p>
<p>(目録の作成及び公表)  第十九条 法第十五条第四項の必要な事項は、次に掲げる事項（法第十六条第一項第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報に該当するものを除く。）とする。  一 分類   二 名称  三 移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名  四 移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時</p>	<p>(目録の作成及び公表)  <u>第3条</u> <u>条例第14条第4項の必要な事項は、次に掲げる事項（条例第15条第1項第1号アからオに掲げる情報に該当するものを除く。）とする。</u>   (1) <u>分類(条例附則第3項、第5項及び第7項の規定により知事に移管される簿冊等に係るものを除く。)</u>  (2) 名称  (3) 移管をした実施機関又は地方独立行政法人等の名称  (4) <u>移管を受けた時期</u></p>

<p>期</p> <p>五 保存場所</p> <p>六 媒体の種類別</p> <p>2 国立公文書館等の長は、法第十五条第四項の目録について、当該国立公文書館等に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。</p>	<p>(5) 保存場所</p> <p>(6) 媒体の種類別</p> <p>(7) 識別番号</p> <p>2 知事は、条例第14条第4項の目録について、<u>熊本県庁</u>に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。</p>
	<p>(利用請求の手続)</p> <p><u>第4条 条例第15条第1項の規定に基づき、特定歴史公文書について利用請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用請求書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</u></p> <p><u>(2) 利用請求に係る特定歴史公文書の目録に記載された名称</u></p> <p><u>(3) 利用請求に係る特定歴史公文書の目録に記載された識別番号</u></p> <p><u>(4) 利用請求をする者の連絡先（法人その他の団体にあつては、当該利用請求の担当者の氏名及び連絡先）</u></p> <p><u>(5) 求める利用の方法</u></p> <p><u>(6) 写しの送付の方法による利用を求める場合にあつては、その旨</u></p> <p>2 知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>(本人であることを示す書類)</p> <p>第二十条 法第十七条の利用請求をする者は、国立公文書館等の長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由に</p>	<p>(本人であることを示す書類)</p> <p>第5条 条例第16条の本人であることを示す書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。</p> <p><u>(1) 運転免許証、日本国旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、身体障害者手帳又はその他国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真の貼り付けられた身分証明書若しくは資格証明書のうち、いずれか一</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる書類を提出し、又は提示す</u></p>

<p>より提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため国立公文書館等の長が適当と認める書類</p> <p>2 利用等規則（法第二十七条第一項に規定する利用等規則をいう。第二十四条及び第二十五条において同じ。）に定める書類を国立公文書館等の長に送付して法第十七条の利用請求をする場合には、当該利用請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し、外国人登録原票の写しその他の国立公文書館等の長が適当と認める書類（利用請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を国立公文書館等の長に提出すれば足りる。</p>	<p><u>ることができない場合は、健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給等の証書、学校教育法に規定する学校が発行した在学証明書又はその他本人であることを証明するために知事が認めるもののうち、いずれか二</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) 第三者の意見書提出の機会の付与等</p> <p>条例第 17 条第 1 項 任意的意見聴取</p> <p>同第 2 項 公益的利用の場合の必要的意見聴取</p> <p>同第 3 項 移管元機関への必要的意見聴取</p> </div>
<p>(法第十八条第一項の政令で定める事項)</p> <p>第二十一条 法第十八条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 利用請求の年月日</p> <p>二 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容</p> <p>三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p>	<p>(条例第 17 条第 1 項の規則で定める事項)</p> <p>第 6 条 <u>条例第 17 条第 1 項の規則で定める事項</u>は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 利用請求の年月日</p> <p>(2) 利用請求に係る特定歴史公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容</p> <p>(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p>
<p>(法第十八条第二項の政令で定める事項)</p> <p>第二十二条 法第十八条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 利用請求の年月日</p> <p>二 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由</p> <p>三 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容</p> <p>四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p>	<p>(条例第 17 条第 2 項の規則で定める事項)</p> <p>第 7 条 <u>条例第 17 条第 2 項の規則で定める事項</u>は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 利用請求の年月日</p> <p>(2) 利用請求に係る特定歴史公文書の利用をさせようとする理由</p> <p>(3) 利用請求に係る特定歴史公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容</p> <p>(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p>
<p>(法第十八条第三項の政令で定める事項)</p> <p>第二十三条 法第十八条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 利用請求の年月日</p> <p>二 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由</p> <p>三 利用請求に係る特定歴史公文書等に付さ</p>	<p>(条例第 17 条第 3 項の規則で定める事項)</p> <p>第 8 条 <u>条例第 17 条第 3 項の規則で定める事項</u>は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 利用請求の年月日</p> <p>(2) 利用請求に係る特定歴史公文書の利用をさせようとする理由</p> <p>(3) 利用請求に係る特定歴史公文書に付され</p>

<p>れている法第八条第三項の規定による意見の内容</p> <p>四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p>	<p>ている<u>条例</u>第8条第3項の規定による意見の内容</p> <p>(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p>
	<p>(<u>利用決定</u>)</p> <p><u>第9条</u> 知事は、<u>利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部の利用させるときは、その旨を決定し、速やかに、利用請求者に対し、その旨及び利用の実施に関し知事が定める事項を書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 知事は、<u>利用請求に係る特定歴史公文書の全部の利用を認めないときは、全部の利用を認めない旨の決定をし、速やかに、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(<u>利用決定等の期限</u>)</p> <p><u>第10条</u> <u>前条第1項及び第2項の決定(以下「利用決定等」という。)は、利用請求書が知事に到達した日から起算して15日以内にななければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該利用請求書が知事に到達した日から起算して45日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、知事は利用請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</u></p>
	<p>(<u>利用決定等の期限の特例</u>)</p> <p><u>第11条</u> <u>利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求書が知事に到達した日から起算して45日以内にその<u>全て</u>について利用決定等することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>本条の規定を適用する旨及びその理由</u></p> <p>(2) <u>残りの特定歴史公文書について利用決定等をする期限</u></p>

<p>(電磁的記録の利用の方法)</p> <p>第二十四条 法第十九条の政令で定める方法は、次に掲げる方法のうち国立公文書館等の長が利用等規則で定める方法とする。</p> <p>一 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取</p> <p>二 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付</p> <p>三 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付</p>	<p>(電磁的記録の利用の方法)</p> <p>第12条 <u>条例第18条の知事が規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</u></p> <p>(1) <u>ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 視聴又は複製物の交付</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 用紙に出力したものの閲覧又は交付</u></p>
	<p>(写しの交付の方法等)</p> <p>第13条 <u>特定歴史公文書の写しの交付は、当該特定歴史公文書の全部について行うほか、その一部についても行うことができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、具体的な範囲の特定を求めるものとする。</u></p>
	<p>(<u>条例第19条のこれらに準ずるものとして規則で定めるもの</u>)</p> <p>第14条 <u>条例第19条の写しの作成及び送付に準ずるものとして知事が規則で定めるものは、第12条で定める方法により交付される物の作成及び送付とする。</u></p>
<p>(手数料の納付の方法)</p> <p>第二十五条 法第二十条第一項の手数料は、第二条第一項第一号及び第二号に規定する施設において写しの交付を求める場合にあっては当該施設の属する行政機関の長が利用等規則で定める書面に当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはるることにより、その他の施設において写しの交付を求める場合にあっては当該施設を設置した独立行政法人等が利用等規則で定めるところにより納付しなければならない。ただし、同項第一号及び第二号に規定する施設において写しの交付を求める場合に納付するものにあつては、当該施設の属する行政機関の長が、当該施設において手数料の納付を現金であることが可能である旨を利用等規則で定める場合には、当該施設において現金をもって納めることができる。</p>	<p>※手数料の規定はない。</p>
	<p>(<u>移管元実施機関等の利用</u>)</p> <p>第15条 <u>知事は、特定歴史公文書を移管した実施機関又は地方独立行政法人等（以下「移管元実施機関等」という。）が、条例第30条に定める利用の適用を求める場合は、移管元実施機</u></p>

	<p><u>関等利用請求書の提出を求めるものとする。</u></p> <p><u>2 移管元実施機関等に属する利用者が借覧を希望した場合、知事は、1か月を限度として、その借覧を認めることができる。</u></p>
	<p><u>(特定歴史公文書の廃棄)</u></p> <p><u>第16条 知事は、条例第31条の規定に基づき特定歴史公文書として保存されている文書の廃棄を行った場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。</u></p>
	<p><u>(保存及び利用の状況の公表)</u></p> <p><u>第17条 知事は、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、公表しなければならない。</u></p>
	<p><u>(委任)</u></p> <p><u>第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</u></p>